

研究員の主張

今後の動向が注目される地方財政

求められる交付税制度の見直し

荘銀総合研究所
副理事長
伊藤 忠明

わが国の財政問題が注目されている。それもこれまではさほど関心が払われなかった地方財政が注目されている。

バブルがはじけた九〇年代に入って、国の借金である国債と地方の借金である地方債が急増している。その結果財政破たん危機に直面している自治体が少なくないと言われている。

少し前までは財政問題といえばほとんど国の財政のことであり、地方財政についてはそれほど問題にならなかった。しかし今ではむしろ地方財政をどう立て直すかが焦眉の急になっている。

複雑な地方財政の仕組み

自治体の収入に占める地方税収の割合をみると、一九九九年決算で都道府県が二九・八%、市町村は三三・五%にとどまっている。地方税だけでは賄えない自治体の財政は国が

らの交付金や補助金が支える構造になっている。地方自治が「三割自治」といわれるゆえんである。

地方財政の要とも言える地方交付税制度は地方自治体の財政力の均衡化を図ることを目的としている。各自治体ごとに今年度の税収見込み額（基準財政収入額）と支出見込み額（基準財政需要額）を統一した基準で総務省が算定し、後者から前者を差し引いて求められる「財源不足額」がプラス、すなわち収入額より需要額が大きい自治体に対して財源不足額に比例して交付税が交付される。

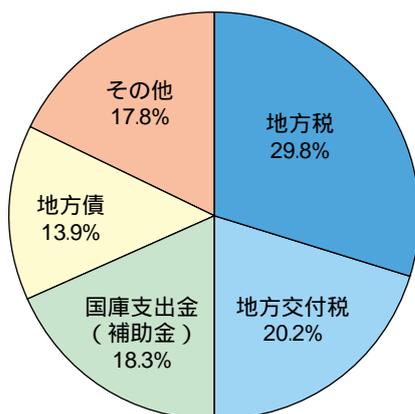
収入額が需要額を超える自治体には交付税は支給されない一方、収入額はすべて当該自治体のもことになる。最近では交付税の不交付団体は都道府県では東京都だけになっており、市町村でも一部の富裕な市などに限られている。

国から地方への移転の原資は国税五税と呼ばれる所得税、法人税、酒税、消費税とたば

こ税であり、それぞれの一定割合が地方に交付される。

地方交付税は地方の財政力に応じて自由に使える収入を交付し財政力の均衡を図ること

都道府県の収入の内訳（1999年度決算）



等を目的とした制度であるが、現在では歳入と歳入の両面で規律が大きく緩んでいるとの批判がある。

地方交付税の問題点

地方交付税制度の要である歳入と歳入の両

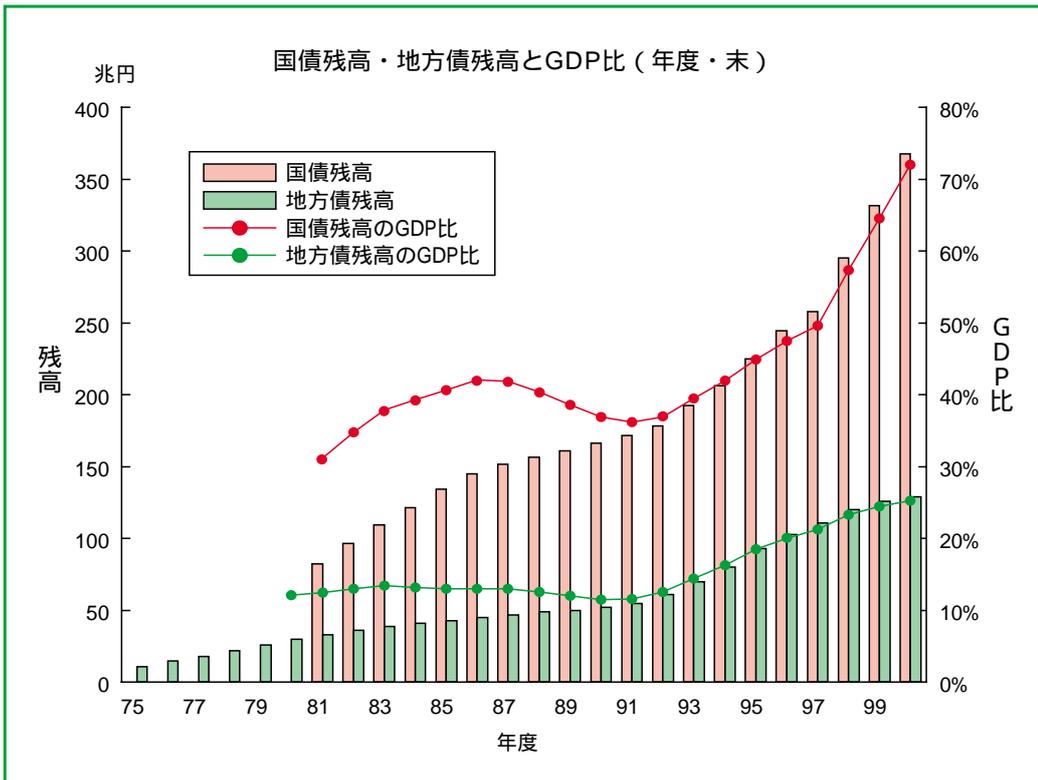
面において、問題となってきたのが歳入が基準財政需要額の拡大を通じて大きくなっていることである。このことが地方財政をさらに悪化させる原因となっていることは否めない。歳入拡大の要因としては公債費のよう

しい税を導入しやすくなった。地方自治体の独自課税には大きく分けて二つある。一つは地方税法にはない新しい税を創設する、法定外税¹⁾であり、もう一つは法の枠内で既存の税の税率や課税方法等を変えるやりかたである。山梨県河口湖での“遊魚税”は県外の釣り客にも課税することになる。協議中ではあるが環境対策を目的にした三重県の“産業廃棄物税”など効果がでているところも出てきたようである。自治体が国への依存を減らして自ら財源を確保しようとする姿勢は評価できるが財政難を解消するには力不足は否めない。

交付税そのものの見直し

現在の交付税制度が地方の財政規律を緩め、地方自治体の危機意識が低い（モラルハザード）ことをもたらしている。交付税に依存した自治体運営を改善する方法の一つとして独自課税について述べたが、政府の地方分権推進委員会が六月にまとめた最終報告は独自課税で収入を増やす方法よりも国から地方に税源を移す方が地方財政の抜本改革には適当であるとしている。

財政悪化が続く中交付税制度そのものの見直しも避けられないと考えられる。今後は自治体が極力補助金行政から脱却し、自立への道を歩むことが求められる。



財源確保のための新税

自治体が財政難に陥っていた二〇〇〇年四月に地方分権一括法が施行され、新